

令和7年 第1回 定例会

議案 参考資料

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 川瀬 勉 (かわせ つとむ)

住 所 三重県いなべ市北勢町麻生田 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和7年7月1日 ~ 令和10年6月30日

職 歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

そ の 他 令和 元年7月 人権擁護委員 (至現在)

以上

## 「人権擁護委員の職務について」

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1) 人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

### (1) 人権相談所

①常設相談所 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

- ①みんなの人権110番（電話での相談）
- ②子どもの人権110番（電話での相談）
- ③女性の人権ホットライン（電話での相談）
- ④子どもの人権SOSミニレター（手紙での相談）

②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

### (2) 人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

### (3) 人権啓発活動

- ①街頭啓発（人権週間に合わせ市内各所で実施）
- ②人権の花運動（人権擁護委員が地元の小学校と協力し、子どもたちが花を育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の意識をはぐくむ活動）
- ③人権教室（学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して思いやりの大切さを伝える活動）
- ④人権作文コンテスト（中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施）

同意第1号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

氏 名 小林 聖仁 (こばやし きよひと)

住 所 三重県いなべ市大安町石樽東 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日

職 歴 [REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]、 [REDACTED]  
[REDACTED]、 [REDACTED]  
[REDACTED]、 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

そ の 他 日本司法書士会連合会 後見制度対策部 委員  
三重県司法書士会 理事 (空家等対策委員会 委員長)  
公益社団法人成年後見支援センターリーガルサポート三重支部副支部長  
いなべ市成年後見支援センター運営委員会 委員長

## 「固定資産評価審査委員会の職務について」

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する納税者の不服を審査・決定するため、地方税法に基づき設置された中立的、専門的な機関です。

固定資産の価格（評価額）が適正か否かについて審査を行います。

### 委員の選任

固定資産評価審査委員会の委員は、いなべ市の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任します。（地方税法第 423 条第 3 項）

### 審査申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。ただし、評価替え以外の年度は、家屋の新築及び増改築、土地の地目変更の場合などを除いては申し出ることはできません。

### 審査申出ができる方

固定資産税の納税者（課税年度の賦課期日である、1月1日現在の固定資産の所有者）

### 審査申出の期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後 3 か月間です。なお、土地及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供した日以後に価格の修正等があった場合は、その通知を受けた日から 3 か月以内となります。

議案第3号

いなべ市総合計画条例の一部を改正する条例の制定について

1 委員の任期の変更

委員の任期は、現在3年としているが、場合によっては、調査審議期間中（基本構想と基本計画の策定中の期間）に委員任期が満了する周期が生じることや計画の策定後の1年間は進捗管理をお願いしたいことから、委嘱時期に応じて2年又は3年とする改正をします。

基本構想及び基本計画の策定を含む期間は、3年の任期とし、それ以外の任期は2年とします。

	(年数)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
策定	調査審議	構想	計画					計画				構想	計画	
計画期間	基本構想			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	(前期)基本計画			前期1	2	3	4	5						
	(後期)基本計画								後期1	2	3	4	5	
進捗	進捗管理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	改正前任期	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
	改正後任期	1	2	3	1	2	1	2	3	1	2	1	2	3

2 審議会の所掌事項の明記及び合議体の廃止

- (1) いなべ市総合計画審議会の所掌事項を明記します。
- (2) 10人以内の合議体として行ってきた総合計画の進捗管理を審議会委員全員で行うよう改正します。

## 議案第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方税共同機構による特定歳入等の収納に係る規定（法第243条の2の7）が新設されたことに伴い、市の条例において引用する地方自治法の条に繰り下げが生じたことによる改正です。

## 地方自治法の改正内容（市条例関係部分）

現行	改正後	内容
—	<u>第243条の2の7</u> ②～⑨	<u>地方税共同機構による特定歳入等の収納に係る規定（追加）</u>
<u>第243条の2の7</u> ②、③	<u>第243条の2の8</u> ②、③	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る規定（繰下げ）
<u>第243条の2の8</u> ②～⑭	<u>第243条の2の9</u> ②～⑭	職員の賠償責任に係る規定（繰下げ）

地方税共同機構 地方税に関する事務の合理化、納税者などの利便の向上を目的として設立された法人

特定歳入等 eTAXを用いて納付するものとして地方公共団体の長が指定する公金（地方税以外）

## 改正する市の条例

- 1 いなべ市監査委員条例
- 2 いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- 3 いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

議案第5号

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

福祉医療費の助成に関する事務において独自利用できる個人番号の利用範囲を追加します。

追加する独自利用できる個人番号の利用範囲

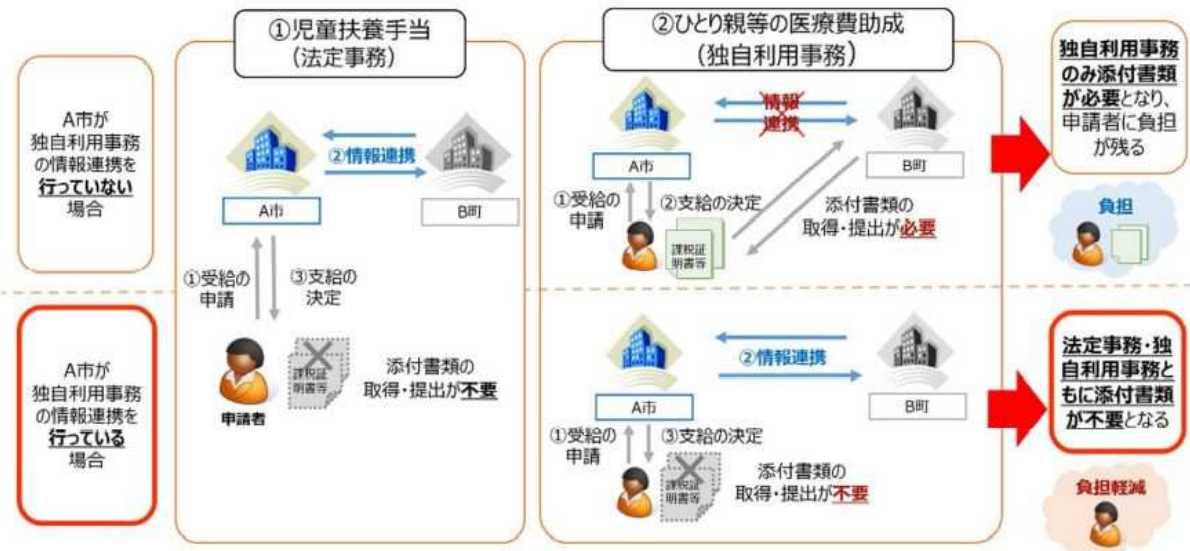
- 1 マイナ保険証への移行に伴う医療保険各法による被保険者資格又は保険給付に関する情報
- 2 生活保護実施に関する情報
- 3 児童扶養手当の支給に関する情報

3.独自利用事務の情報連携の効果

独自利用事務の情報連携を導入することにより、例えば以下のような効果が期待されます。

例：B町からA市に転入した申請者が一つの窓口で

①児童扶養手当(法定事務)、②ひとり親等の医療費助成(独自利用事務)の申請を行う場合



**独自利用事務の情報連携を実施する効果**

- 住民の皆様にとっては、法定事務の情報連携に加えて独自利用事務の情報連携が進むことにより、多くの添付書類を削減することができる。(課税証明書等の添付書類の取得が不要となり、事務手続上の負担や手数料負担が軽減される)
- 地方公共団体にとっては、各事務手続における添付書類の取扱いの統一を図り、業務フローを簡素化することができ、業務が効率化する。



議案第6号

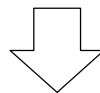
いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

退職報償金支給額表の勤務年数区分に35年以上の区分を追加します。

現行

単位：円

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
指揮隊長	224,000	322,000	419,000	522,000	684,000	879,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000



改正後

単位：円

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
指揮隊長	224,000	322,000	419,000	522,000	684,000	879,000	979,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

議案第7号

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 育児と仕事の両立支援の強化

(1) 所定外労働（時間外勤務）の制限の対象拡大（第8条の3）

改正前	改正後
3歳未満の子を養育する者	小学校就学前の子を養育する者

2 介護と仕事の両立支援の強化

(1) 介護離職防止のための個別周知・意向確認等（第17条の2）

<p>新規制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護が必要となった状況を申し出た者に制度周知及び意向確認</li> <li>・40歳到達年度の職員に制度周知</li> </ul>
---

(2) 介護離職防止のための勤務環境の整備（第17条の3）

<p>新規制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護両立支援制度等に係る研修の実施</li> <li>・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</li> </ul>
---

3 参考

規則による改正（育児・介護関係）

(1) 子の看護休暇等の見直し

取得事由の追加（会計年度任用職員も同じ）

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気、けが</li> <li>・予防接種・健康診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気、けが</li> <li>・予防接種、健康診断</li> </ul> <p>(追加)・感染症に伴う学級閉鎖等</p> <p>(追加)・入園（入学）始期、卒業式</p>

(2) 会計年度任用職員の休暇取得要件の緩和

<p>以下の休暇について「6か月以上の任用」の取得要件を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子の看護等休暇</li> <li>・不妊治療休暇</li> <li>・配偶者出産休暇</li> <li>・育児参加休暇</li> <li>・短期介護休暇</li> </ul>
--

議案第8号

いなべ市職員給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 月例給の改定

- (1) 行政職(一)の給料表(県準拠)及び行政職(二)の給料表(国準拠)を改定します。
- (2) 令和6年4月1日から遡及適用します。

2 賞与の改定

- (1) 令和6年度の期末・勤勉手当及び令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給率を次のように改正します。

ア 一般職員 年間4.50月分 ⇒ 年間4.60月分(期末手当を0.05月分、勤勉手当を0.05月分引き上げ)

現 行		
	6月分	12月分
期末手当	1.225	1.225
勤勉手当	1.025	1.025
期末勤勉合計	2.25	2.25
年間合計	4.50	

⇒

改正案		
	6月分	12月分
期末手当	1.225	1.275
勤勉手当	1.025	1.075
期末勤勉合計	2.25	2.35
年間合計	4.60	

⇒

改正案		
	6月分	12月分
期末手当	1.25	1.25
勤勉手当	1.05	1.05
期末勤勉合計	2.3	2.3
年間合計	4.60	

イ 再任用職員 年間2.35月分 ⇒ 年間2.40月分(期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分引き上げ)

現 行		
	6月分	12月分
期末手当	0.6875	0.6875
勤勉手当	0.4875	0.4875
期末勤勉合計	1.175	1.175
年間合計	2.35	

⇒

改正案		
	6月分	12月分
期末手当	0.6875	0.7125
勤勉手当	0.4875	0.5125
期末勤勉合計	1.175	1.225
年間合計	2.40	

⇒

改正案		
	6月分	12月分
期末手当	0.7	0.7
勤勉手当	0.5	0.5
期末勤勉合計	1.2	1.2
年間合計	2.40	

ウ 議員 3.40 月分 ⇒ 3.45 月分 (0.05 月分引き上げ)

現 行		
6 月分	1.7	1.7
1 2 月分		
期末手当	1.7	1.7
年間合計	3.40	



改正案		
令和 6 年度 (R6.12.1 遡及適用)		
6 月分	1.7	1.75
1 2 月分		
期末手当	1.7	1.75
年間合計	3.45	



改正案		
令和 7 年度 (R7.4.1 施行)		
6 月分	1.725	1.725
1 2 月分		
期末手当	1.725	1.725
年間合計	3.45	

工 市長・副市長・教育長 4.50 月分 ⇒ 4.60 月分 (0.10 月分引き上げ)

現 行		
6 月分	2.25	2.25
1 2 月分		
期末手当	2.25	2.25
年間合計	4.50	



改正案		
令和 6 年度 (R6.12.1 遡及適用)		
6 月分	2.25	2.35
1 2 月分		
期末手当	2.25	2.35
年間合計	4.60	



改正案		
令和 7 年度 (R7.4.1 施行)		
6 月分	2.3	2.3
1 2 月分		
期末手当	2.3	2.3
年間合計	4.60	

(2) 市議会議員及び特別職の期末手当に係る役職加算率を引き上げます。  
 役職加算率：15% ⇒ 20% (令和 7 年 4 月 1 日～)

### 3 給与制度の見直し

(1) 行政職 (一) の給料表について、3 級以上における各級の初号近辺の号給をカットし、給料月額最低水準を引き上げます。

例：右表のとおり、旧号給から新号給へ切替え (級は変わらない)

ア (旧号給) 3 級 5 号給 ⇒ (新号給) 3 級 1 号給

イ (旧号給) 4 級 5 号給 ⇒ (新号給) 4 級 1 号給

※ 行政職 (二) の給料表も同様に切替え

旧号給 (3~8 級)	新 号 給			
	3 級	4 級	~	8 級
1	1	1		1
2	1	1		1
3	1	1		1
4	1	1		1
5	1	1		1
6	2	1		1
7	3	1		1
8	4	1		1
9	5	1		1
10	6	2		1
11	7	3		1
⋮	⋮	⋮		⋮
⋮	⋮	⋮		⋮

行政職 (二) 給料表における  
 号給の切替表 一部抜粋

(2) 扶養手当の額を下表のとおり段階的に改定します。

	令和6年度 (現在)	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	0円
子	10,000円	11,500円	13,000円

(3) 管理職員特別勤務手当

- ア 平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大  
午前0時から午前5時まで → 午後10時から翌日の午前5時まで
- イ 規則で定める時間を超える場合、週休日等の勤務と同様に手当の額を1.5倍

(4) 住居手当

- ア 持ち家に係る部分：2700円/月を廃止
- イ 借家等に係る部分：対象者を定年前再任用短時間勤務職員及び  
暫定再任用職員に拡大

(5) 地域手当

- ア 支給地域の単位を広域化させ、都道府県単位が基本となる
- イ 級地区分が20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編される  
右表のとおり、5級地に区分される三重県内の支給割合が原則4%と  
なるため、令和6年度末まで支給停止としていた地域手当の支給を再開

(6) 通勤手当 (新幹線等の利用に係る特別料金等)

- ア 当該利用により通勤時間が片道30分以上短縮されることを求める  
要件を廃止する
- イ 2分の1に相当する額を自己負担 → 支給限度額の範囲内で全額支給
- ウ 採用時から支給要件を満たした職員も支給対象とする (単身赴任手当も同様)

地域手当の級地別支給割合 一部抜粋

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅
1級地 (20%)	1級地 (20%)	0
	2級地 (16%)	0
	3級地 (15%)	+1
	4級地 (12%)	+4
2級地 (16%)	5級地 (10%)	+6
	6級地 (6%)	+10
	7級地 (3%)	+13
	非支給地 (0%)	+16
3級地 (12%)	2級地 (16%)	-4
	3級地 (15%)	-3
	4級地 (12%)	0
	5級地 (10%)	+2
4級地 (8%)	6級地 (6%)	+6
	非支給地 (0%)	+12
	4級地 (12%)	-4
	5級地 (10%)	-2
5級地 (4%)	6級地 (6%)	+2
	7級地 (3%)	+5
	非支給地 (0%)	+8
	6級地 (6%)	-2
非支給地 (0%)	7級地 (3%)	+1
	非支給地 (0%)	+4
非支給地 (0%)	7級地 (3%)	-3

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 議案の概要

窓口負担なしで医療機関を受診できる年齢の範囲を高校3年生までの年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に引き上げる。

### 窓口負担なしで医療機関を受診できる年齢の上限

#### 【改正前】

6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者



#### 【改正後 ※令和7年9月1日以後の診療分から】

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

未就学児

小学1年生～高校3年生

R7.9.1以後の  
診療分から

現行の対象者

新たな対象者

### 県内市町の状況（令和7年9月1日時点の実施予定状況）

対象者	市町数	市町名
高校3年生まで	13	四日市市・桑名市・鈴鹿市・鳥羽市・熊野市・いなべ市 ・志摩市・木曾岬町・川越町・御浜町・紀宝町・大紀町 ・南伊勢町
中学3年生まで	9	津市・伊勢市・名張市・亀山市・伊賀市・菰野町・朝日町 ・玉城町・度会町
未就学児まで	7	松阪市・尾鷲市・東員町・多気町・明和町・大台町・紀北町

## 議案第10号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市国民健康保険税率を三重県が示す標準保険料率に合わせます。

国保財政運営は県域化に伴い、県が各市町から国保運営に必要な国保事業費納付金を徴収し、各市町が負担する医療費を県が保険給付費等交付金として各市町に交付する方式となっています。

県は、各市町の「所得水準」により**国保事業費納付金**を決定します。

**国保事業費納付金**の支払いに必要な額を確保できるのが『**標準保険税率**』です。

## いなべ市国民健康保険税率 前年度との比較

区 分		所得割額	均等割額	平等割額
医療分	令和6年度	7.27%	25,200円	13,200円
	令和7年度	7.97%	27,700円	14,800円
	差	0.70%	2,500円	1,600円
後期分	令和6年度	3.20%	10,800円	5,700円
	令和7年度	3.10%	10,700円	5,700円
	差	▲0.10%	▲100円	0円
介護分	令和6年度	2.70%	10,500円	4,100円
	令和7年度	3.02%	11,200円	4,400円
	差	0.32%	700円	300円

## 国民健康保険税(1年間)の比較 モデルケースによる算定例

【50歳 課税所得107万円 1人世帯の場合】 ※いなべ市被保険者のうち最も多い所得階層

区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
令和6年度	210,200	23,800	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300
令和7年度	225,100	25,100	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
差額	14,900	1,300	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

【年金収入約151万円(課税所得0万円) 1人世帯の場合】 ※最低課税額 7割軽減対象

区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
令和6年度	16,400	2,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
令和7年度	17,600	2,400	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
差額	1,200	400	100	100	100	100	100	100	100	100

議案第11号

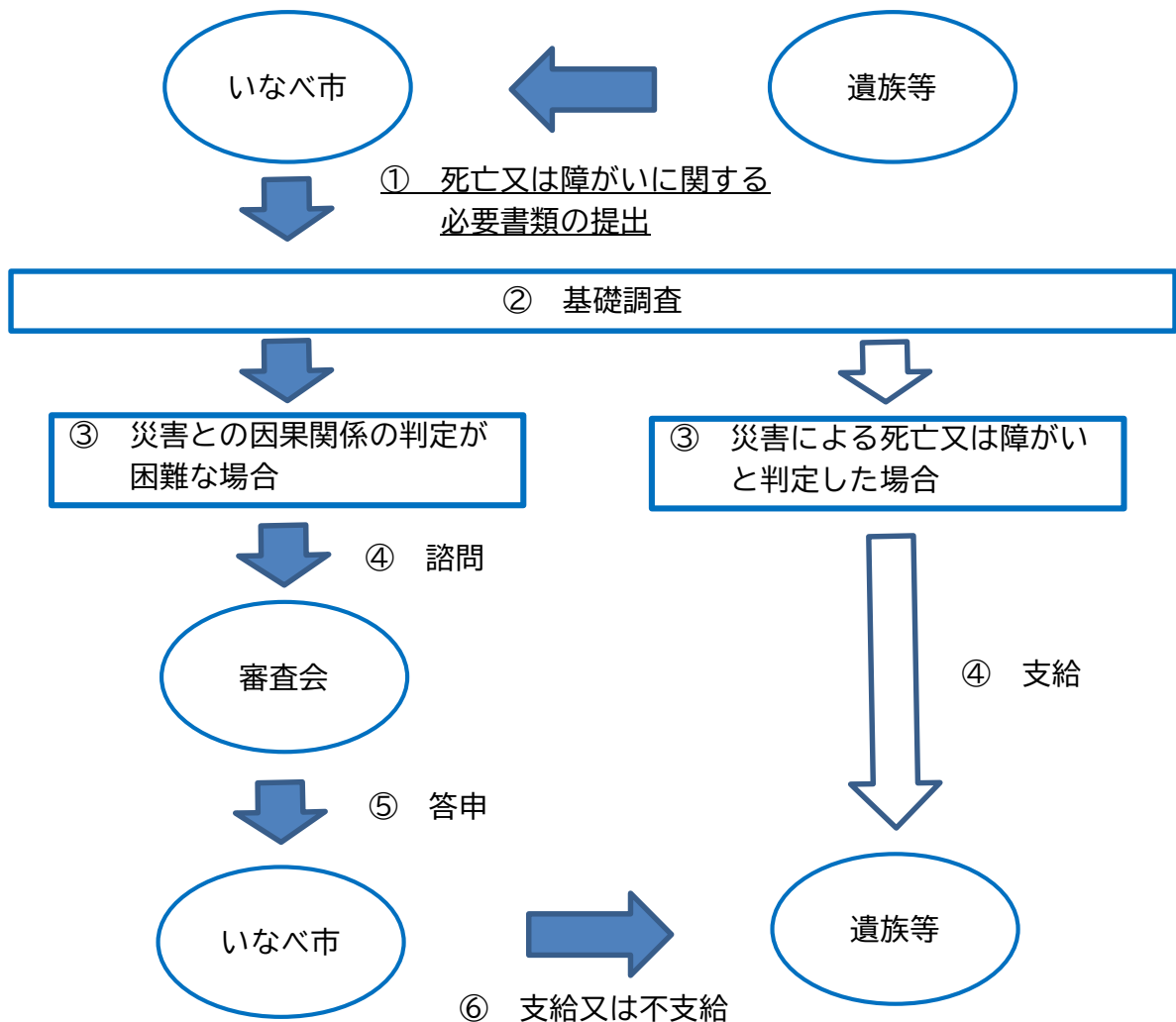
いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害が発生した際、遺族及び被災者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金を迅速かつ適切に支給するため、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する機関としていなべ市災害弔慰金等支給審査会を設置します。

いなべ市災害弔慰金等支給審査会の概要

1 目的	災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合等に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する
2 委員	5人以内（医師、弁護士等）
3 任期	2年

災害弔慰金等の事務の流れ





## 議案第13号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業者等は、

**「1 保育内容支援」「2 代替保育」「3 卒園児の受け皿確保」**の3要件で合意した連携施設の確保が通常必要です。

**【改正内容】**

- ・連携施設の3要件のうち、「保育内容支援」についての基準を緩和し、「代替保育」と同様に連携施設の確保を不要とします。
- ・連携施設を確保しないこととすることができる経過措置の期間を15年（令和12年3月31日まで）に延長します。

## 1 保育内容支援とは

…園庭開放や集団保育を体験するための機会を提供すること。

## 2 代替保育の提供とは

…地域型保育事業者の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供すること。

## 3 卒園児の受け皿の確保とは

…地域型保育事業者を卒園した3歳児の優先受入枠の設定を行うこと。

※ 連携施設とは、1、2、3を提供することができる保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業者をいいます。

※ いなべ市内に該当する施設はありません。

議案第14号

いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例を廃止する条例について

1 ひとり親家庭等に対する新しい支援

国のひとり親家庭等に対する支援制度（児童手当や児童扶養手当等）が拡大し、恒常的な経済支援が充実してきたため、ひとり親家庭等就学金を廃止し、新しく臨時的な経済支援制度に移行します。

現行制度	新制度		
ひとり親家庭等就学金	ひとり親家庭等入学卒業支度金	養育費の取決めに関する公正証書等作成促進補助金	養育費保証契約促進補助金

2 ひとり親家庭等就学金（市単独事業）

市内に在住するひとり親家庭等の経済的助成を目的として、養育する児童の在学（園）状況に応じ、ひと月当たり以下の金額を支給（支給は年2回、4月と10月）（所得制限あり）

保育園及び小学校…2,000円、中学校…3,000円、高校…5,000円

3 新制度の概要（市単独事業、要綱により定める）

市内のひとり親家庭等において、養育費の確保や、児童の入学卒業時の経済的な問題を抱える家庭が多くあるため、3つの臨時的な経済支援を実施します。

(1) ひとり親家庭等入学卒業支度金

小学校入学、中学校入学、中学校卒業の節目を迎える児童を養育するひとり親家庭等に対し、その節目に応じて以下の支度金を支給（所得制限あり）

小学校入学…30,000円、中学校入学…50,000円、中学校卒業…70,000円

(2) 養育費の取決めに関する公正証書等作成促進補助金

養育費確保等のため、離婚に際して作成が推奨されている公正証書作成にかかる費用について、最大50,000円を補助

(3) 養育費保証契約促進補助金

養育費の受取を保証するため、保険会社との保証契約に必要な費用について、最大100,000円を補助

## 議案第15号

## いなべ市阿下喜ビジターセンター条例の制定について

市の観光の魅力を広く紹介するとともに、賑わいの創出及び市民活動の促進により地域の活性化を図る施設を設置するため、いなべ市阿下喜ビジターセンター条例を制定します。

## 【施設の概要】

## ○2階

- ・観光拠点（観光案内所）

## ○1階

- ・調理室（そば打ち体験等）
- ・創作室（6次産業化、レンタルキッチン）
- ・コワーキングスペース（レンタルオフィス、テレワーク）
- ・ミーティングスペース（会議等）
- ・多目的スペース（地域交流）

## ○電源付き駐車場（車中泊可、3区画）

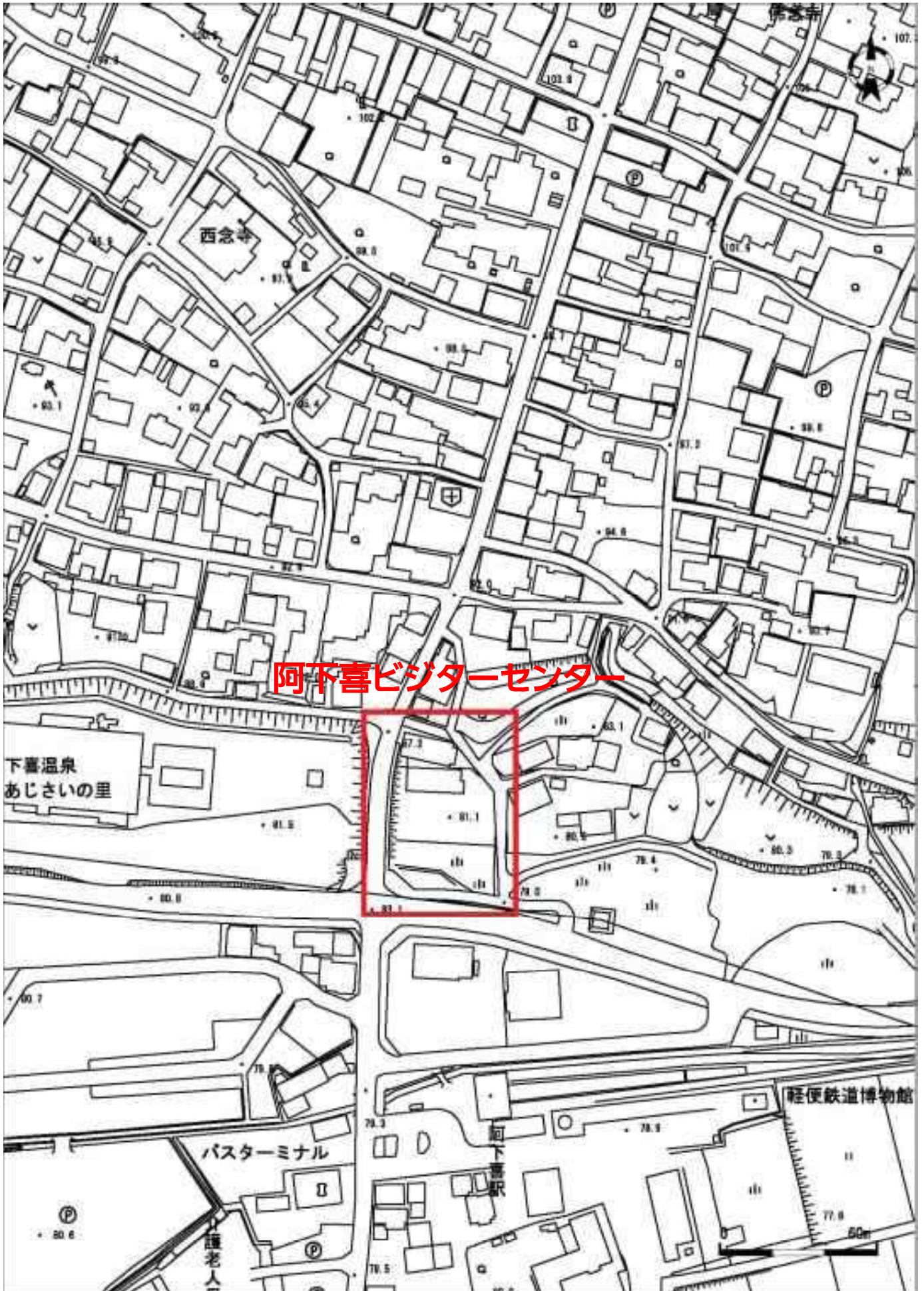
## 【利用料金】

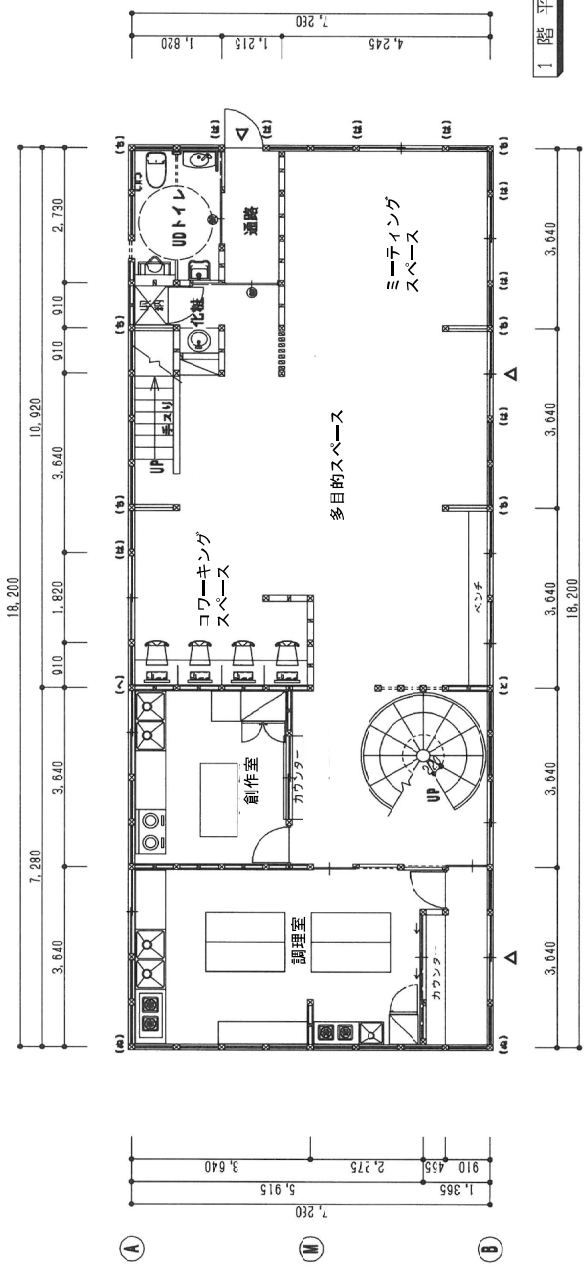
名称	単位	利用料金
調理室	1時間	1,000円
創作室	1時間	500円
コワーキングスペース	1時間	200円
ミーティングスペース	1時間	400円
多目的スペース	1日	5,000円
電源付き駐車場区画	1時間	300円
その他市長が定める附属設備及び備付備品	市長が別に定める額	

## 備考

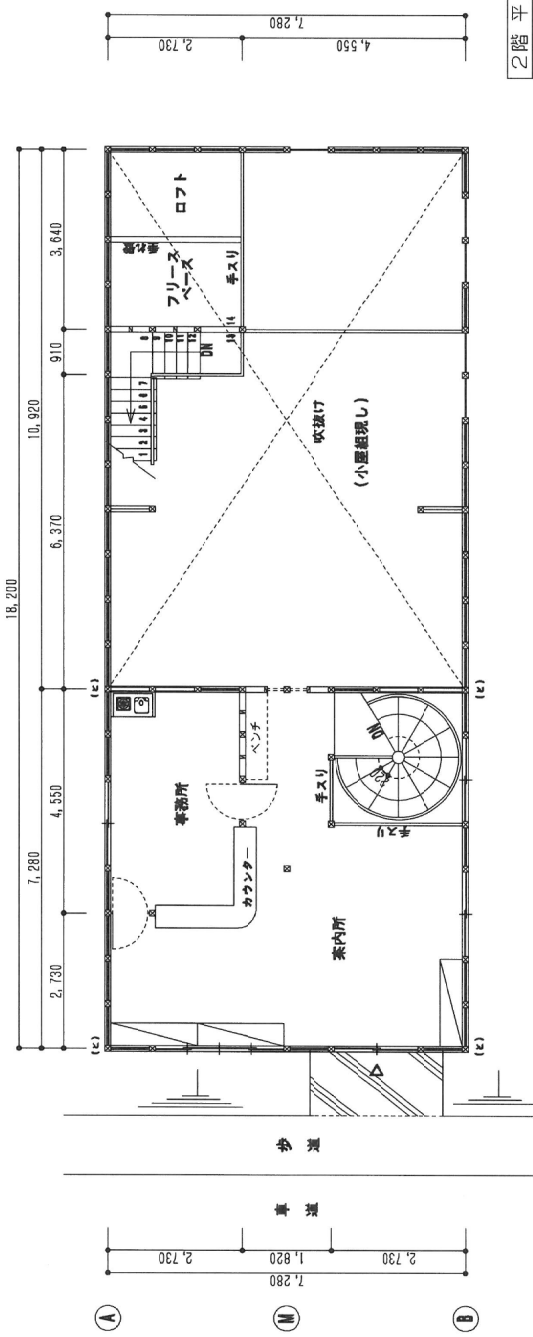
- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 大人は高校生以上、小人は3歳以上中学生以下とする。
- 3 調理室、創作室、コワーキングスペース及びミーティングスペースの利用料金は大人料金とし、小人は大人料金の半額とする。

# 位置図





1階平面図 S:1/100



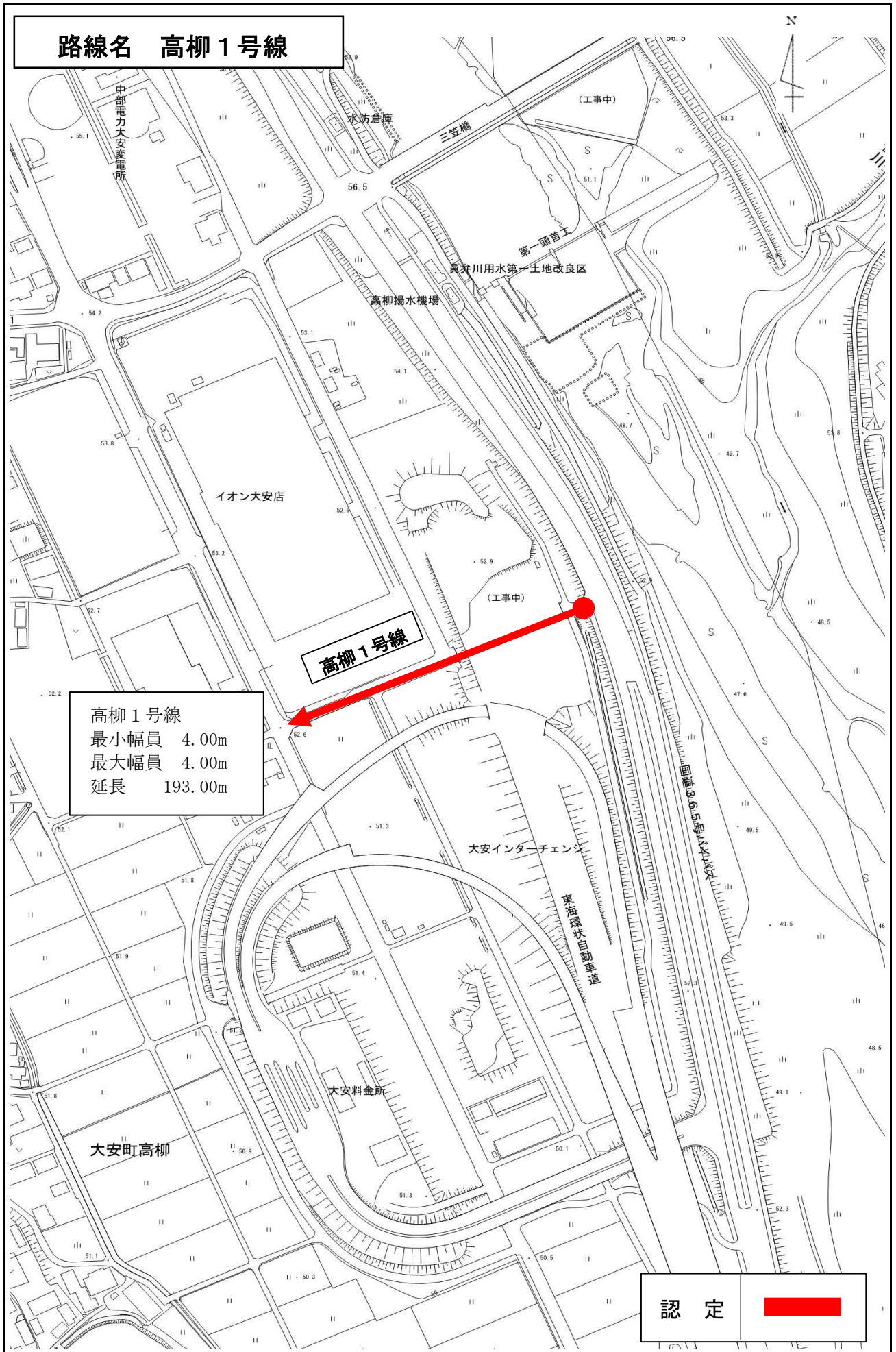
2階平面図 S:1/100

※ 構造用合板(補強壁) 外壁(構造用合板t9片面張り)	一級建築士事務所登録 三重県 第1-374号 <b>松中喜設計事務所</b> 三重県いなべ市北勢町阿下1143 TEL0594(72)5245 FAX0594(72)6351		管理棟棟士 一級建築士登録第102155号 松吉竹彦	棟名 阿下喜ビシターセンター耐震補強・改修工事	図面名 A-3
	設計者 設計者 設計者	設計日 設計日 設計日	設計地 設計地 設計地	設計者 設計者 設計者	設計者 設計者 設計者



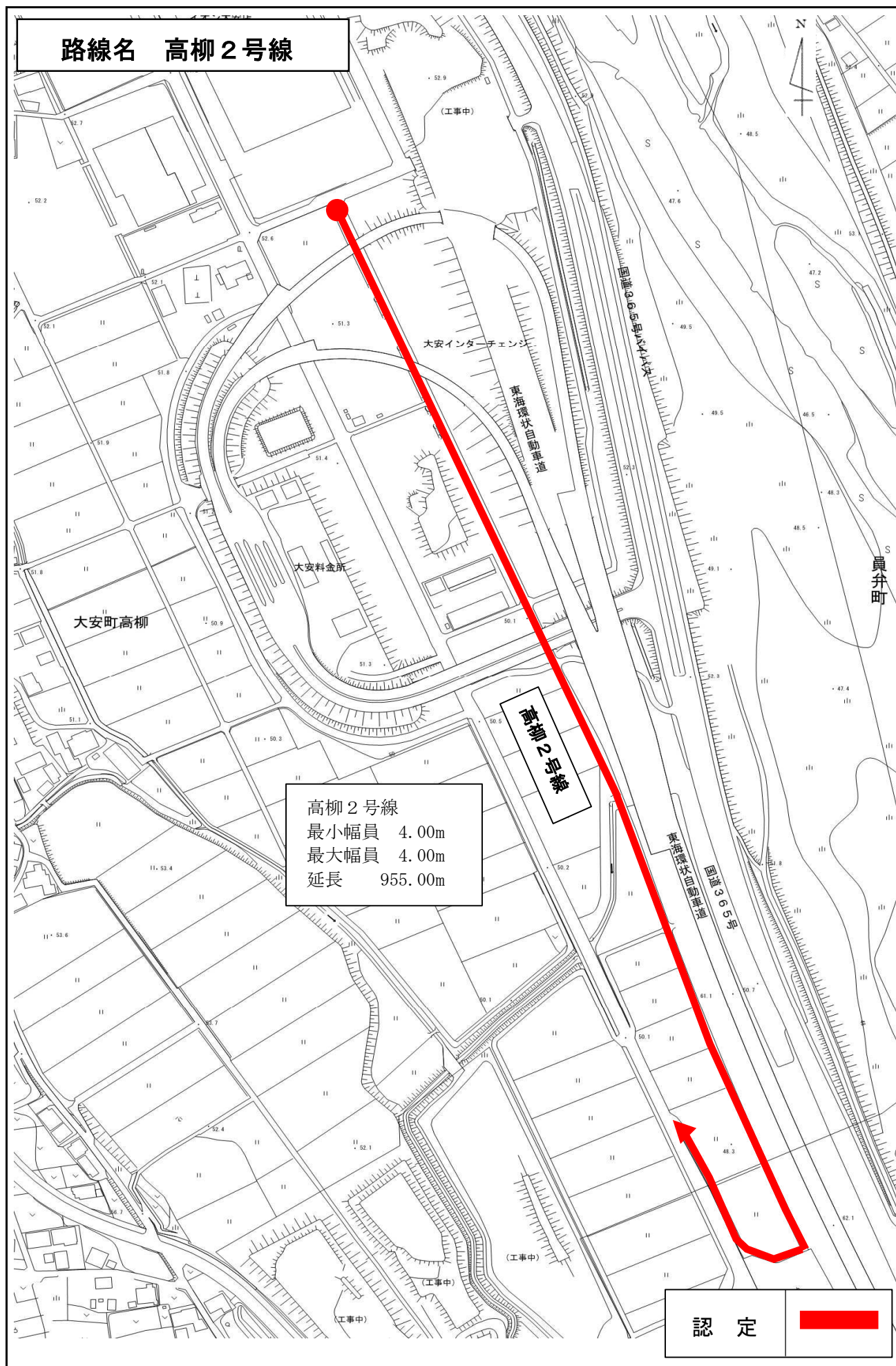
# 阿下喜ビジターセンター







平面図



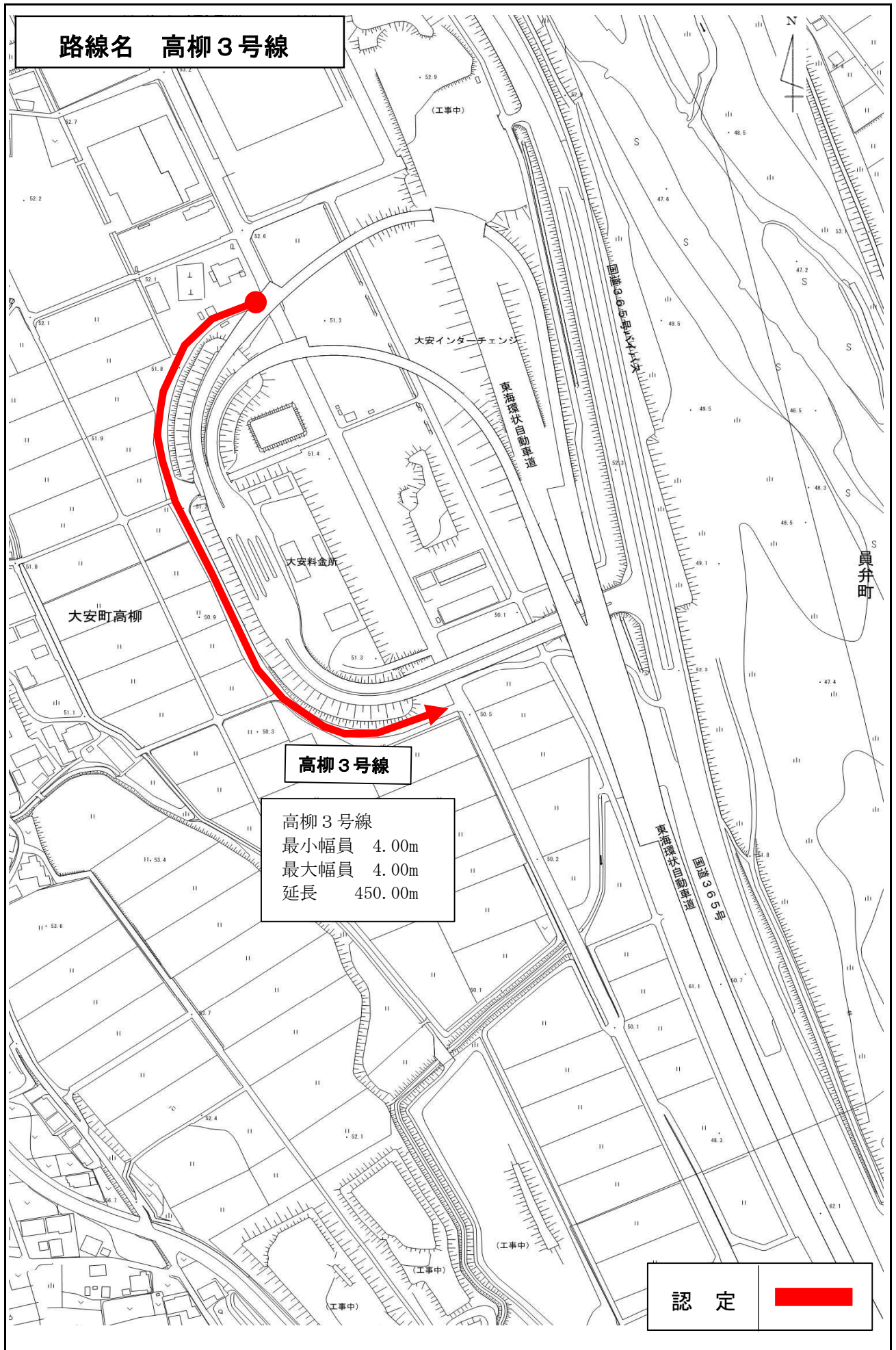
路線名 高柳2号線

高柳2号線  
最小幅員 4.00m  
最大幅員 4.00m  
延長 955.00m

認定 

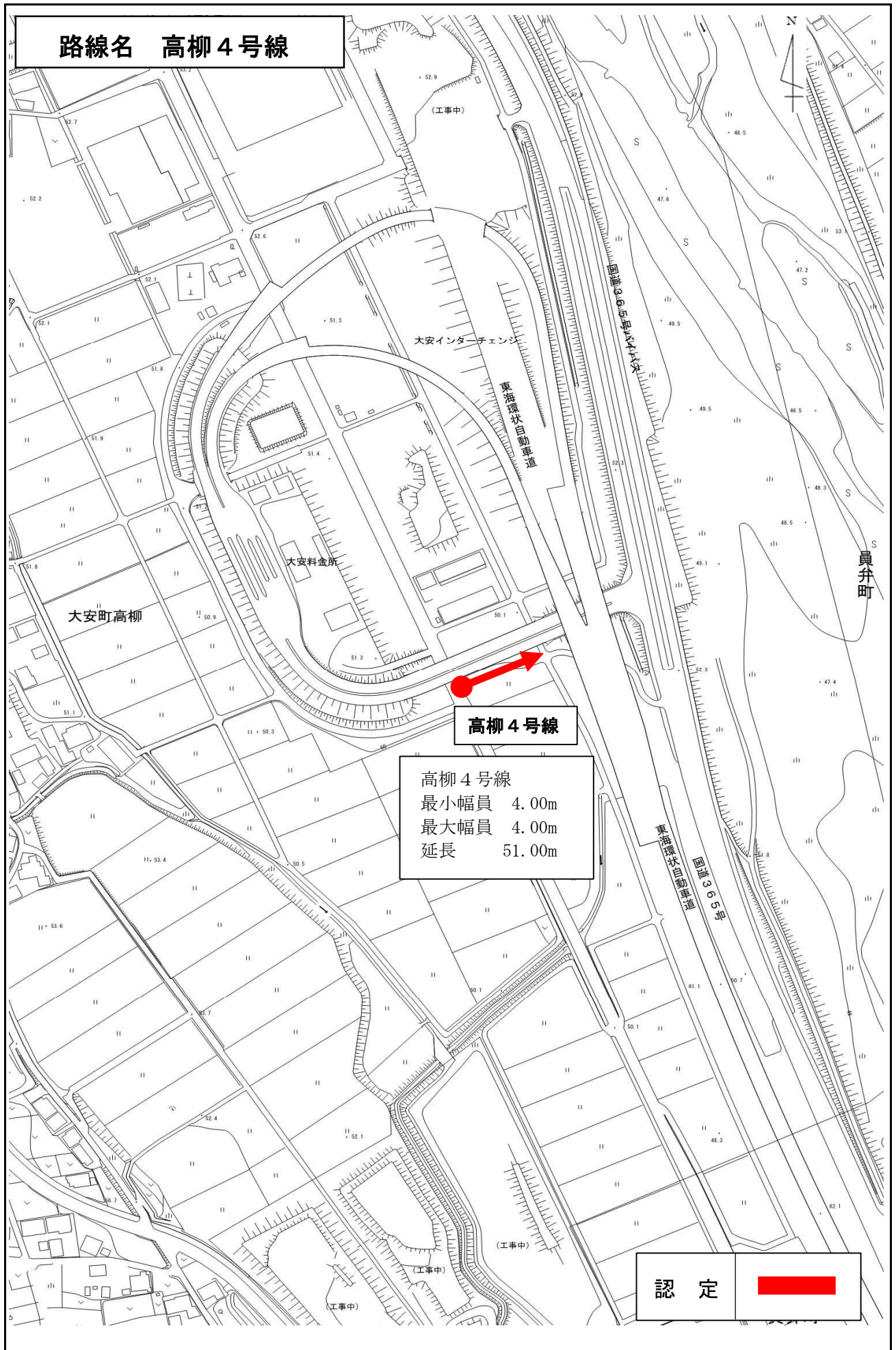


平面図



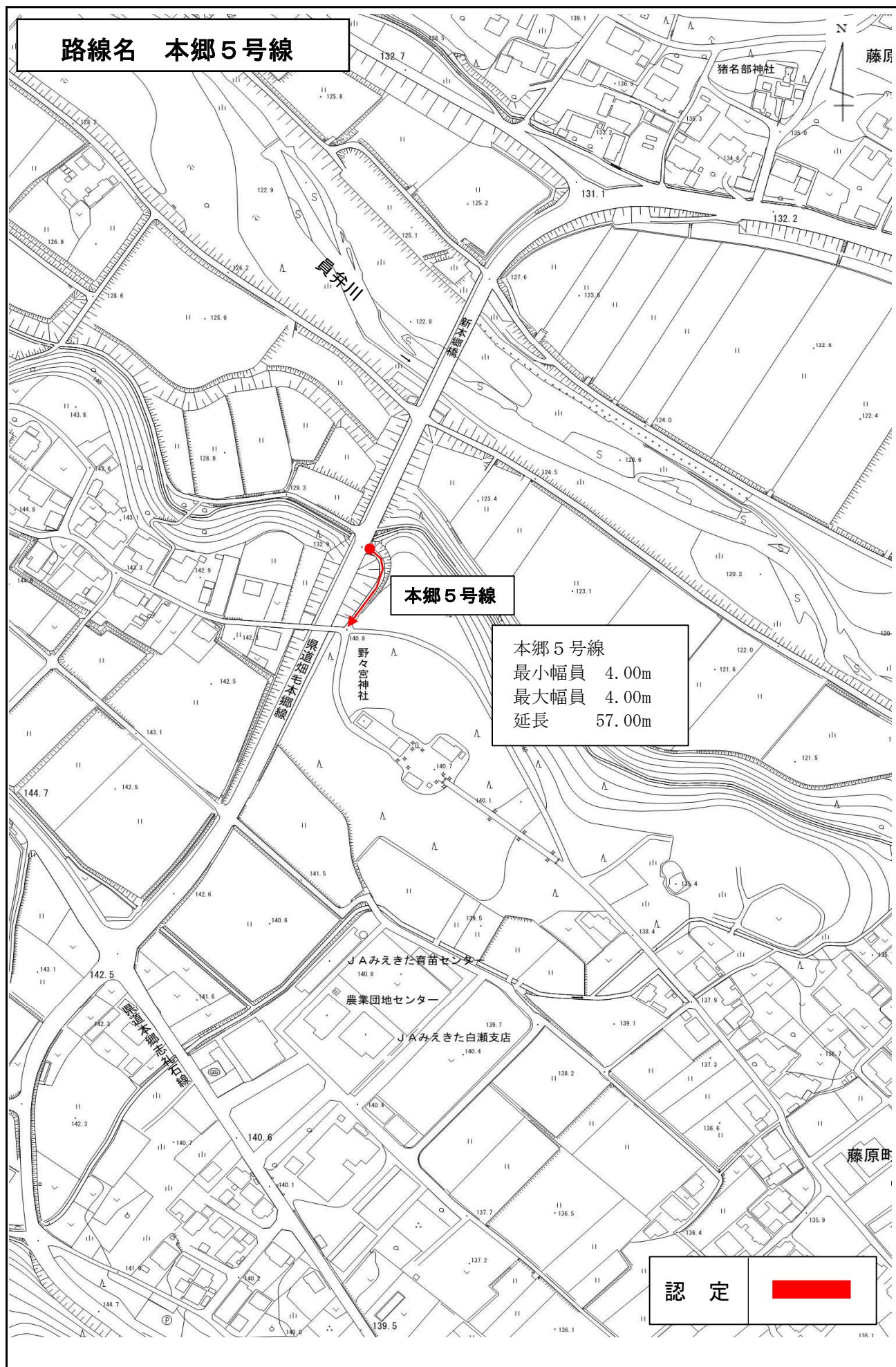


平面図





平面図

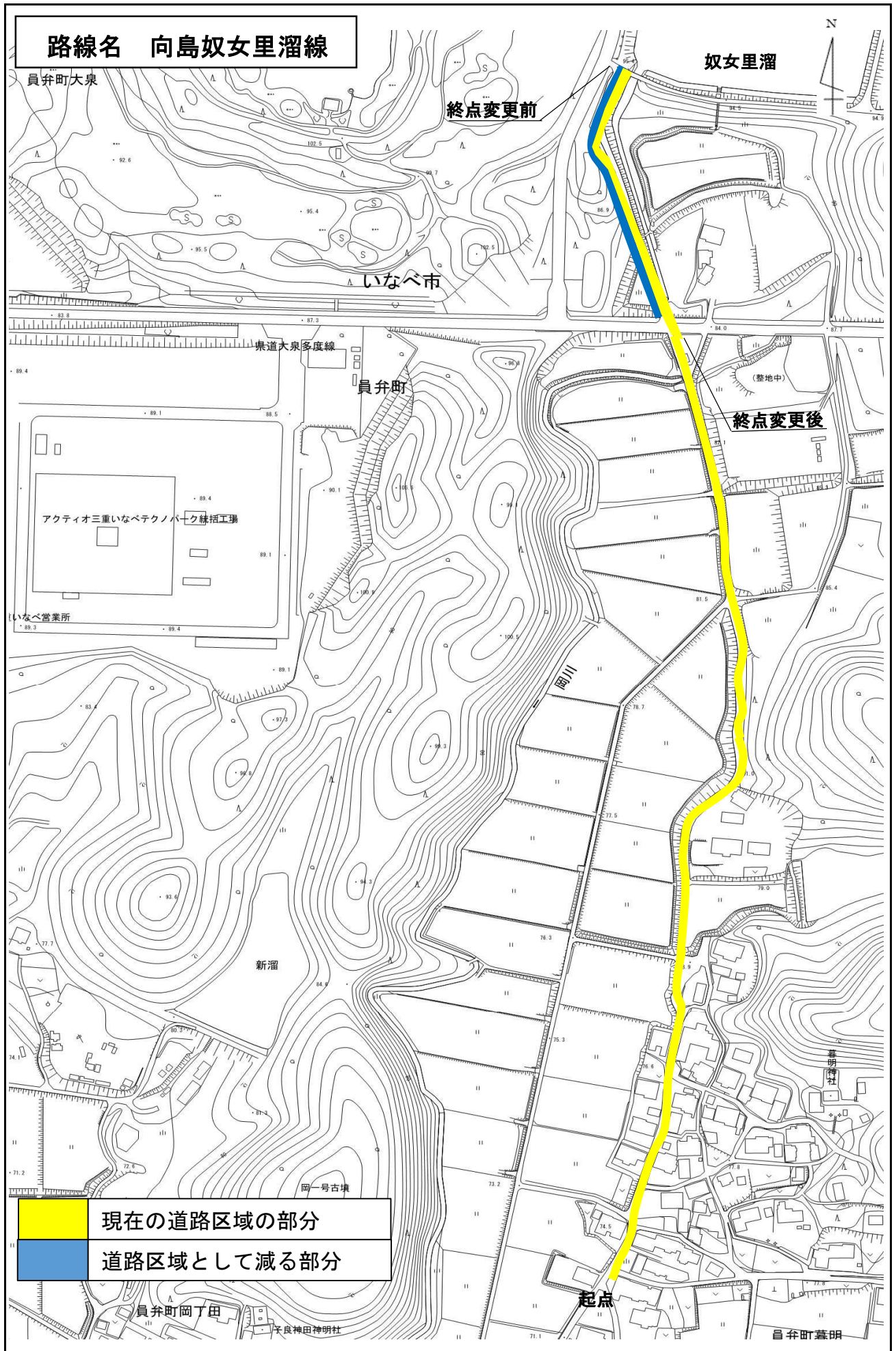








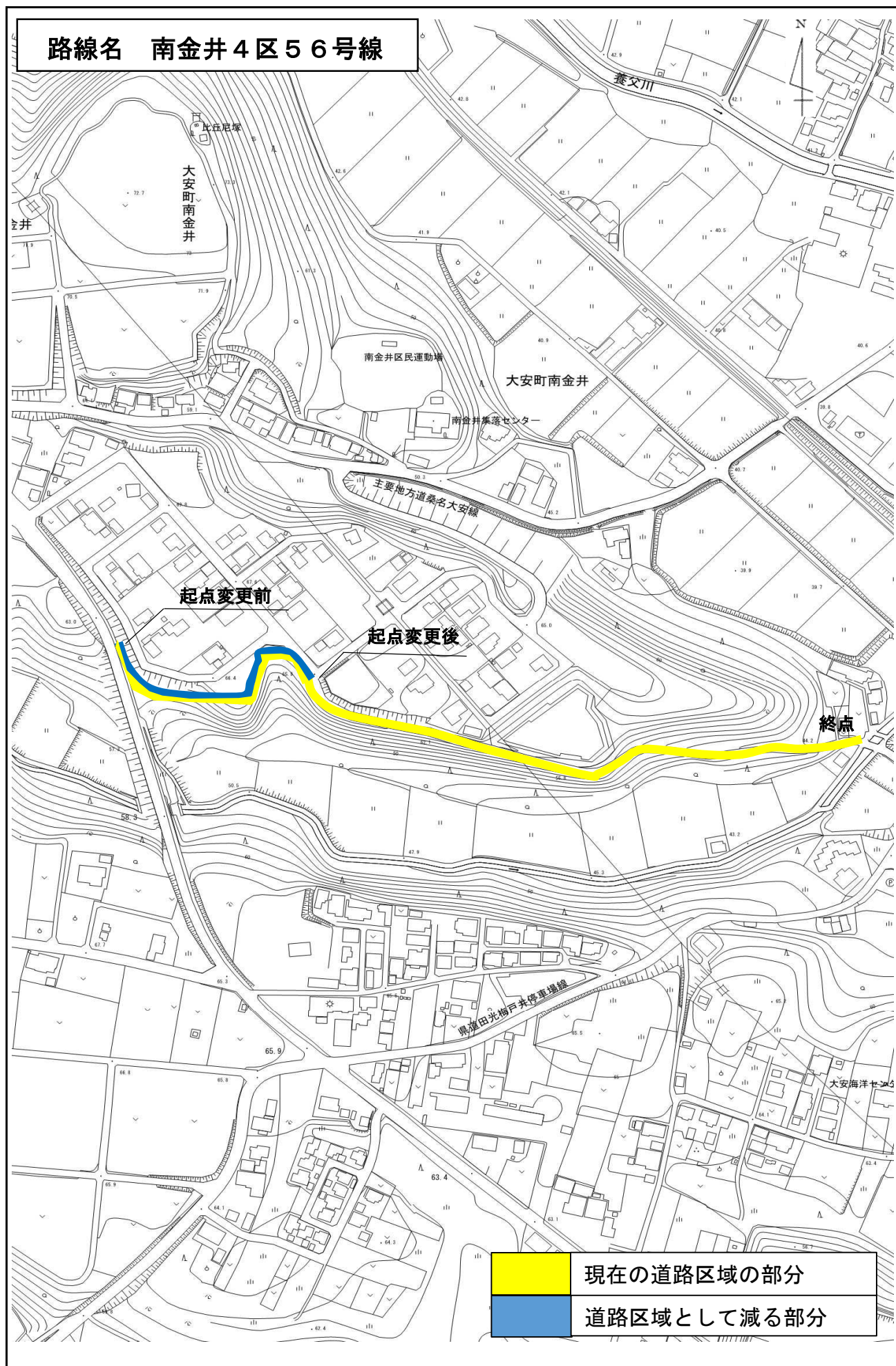
平面図











## 議案第20号

## 令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第8号）

3月補正予算の主な内容は、事業完了、精査に伴う減額と下記のとおりです。

## 記

- |  | （補正額）     | 予算書 |
|--|-----------|-----|
| 1 私立保育園運営支援事業（保育課）<br>（私立保育園運営扶助費）   | 51,000千円  | P47 |
| 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえた令和6年度国補正予算における公定価格の改正に伴い、保育士等の人件費を10.7%程度引き上げることに伴う扶助費の増額を行います。 |           |     |
| 2 出産・子育て応援交付金事業（母子保健課）<br>（妊婦のための支援給付金システム改修事業）  | 1,485千円   | P51 |
| 出産・子育て応援交付金事業（現制度）から妊婦のための支援給付金事業（新制度）への移行に伴うシステム改修を行います。                                  |           |     |
| 3 農村地域防災減災事業（農林整備課）<br>（県営ため池防災事業）   | 50,000千円  | P59 |
| 笠田大溜地区の整備計画策定といなべ市6期地区の5か所の現状評価を行います。  |           |     |
| また、県が実施する県営ため池防災事業（上平溜（ウエビラダム）、洞ヶ谷溜（ドウガタニダム）、阿弥陀寺溜（アミダジダム））に対して負担金を支払います。                  |           |     |
| 4 公立小学校施設整備事業（教育総務課）<br>（阿下喜小学校長寿命化改修工事）   | 204,660千円 | P75 |
| 阿下喜小学校の校舎と体育館の長寿命化改修を行います。   |           |     |
| （十社小学校体育館空調設備設置工事）   |           |     |
| 十社小学校体育館に空調設備を設置します。   |           |     |



## 議案第24～29号

## 令和7年度いなべ市一般会計・特別会計・企業会計予算について

## 予算規模

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
一般会計	282.6億円	249.0億円	33.6億円	13.5%
特別会計	98.8億円	98.4億円	0.4億円	0.4%

## 【一般会計】

## 歳入の主な事項

## 市税

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
市税	97.0億円	94.4億円	2.6億円	2.8%
うち個人市民税	25.2億円	24.0億円	1.2億円	5.0%
うち法人市民税	10.5億円	12.0億円	△1.5億円	△12.5%
うち固定資産税	56.0億円	53.0億円	3.0億円	5.7%

## 地方交付税

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
地方交付税	26.1億円	28.7億円	△2.6億円	△9.1%
うち普通交付税	19.5億円	22.9億円	△3.4億円	△14.8%
うち特別交付税	6.6億円	5.8億円	0.8億円	13.8%

## 繰入金

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
繰入金	34.0億円	25.8億円	8.2億円	31.8%

## 繰入金内訳

財政調整基金	2,741,199千円
市債管理基金繰入金	497,142千円
物づくり・発明支援基金繰入金	1,000千円
ふるさと応援基金繰入金	1,440千円
市営住宅整備基金繰入金	4,991千円
地域福祉基金繰入金	81,925千円
森林環境基金繰入金	19,300千円
後期高齢者医療特別会計繰入金	1,000千円
介護保険特別会計繰入金	56,729千円

## 市債

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
市債	50.9億円	24.8億円	26.1億円	105.2%

歳出の主な事項

義務的経費

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
人件費	39.5億円	37.7億円	1.8億円	4.8%

地域手当支給（0.6億円）、期末手当（0.5億円）の増など

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
扶助費	40.6億円	34.4億円	6.2億円	18.0%

児童手当（3.3億円）、障害者介護・訓練等給付費（1.6億円）、子ども医療扶助費（0.5億円）の増など

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
公債費	33.4億円	32.2億円	1.2億円	3.7%

緊急浚渫推進事業、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業に係る償還に伴う増など

投資的経費

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
普通建設事業費	59.0億円	29.9億円	29.1億円	97.3%

いなべ消防署車両更新負担金（0.9億円）、藤原地区消防団詰所新築事業（7.4億円）、大安東分団詰所新築事業（3.1億円）、阿下喜小学校長寿命化改修事業（2.7億円）、小学校体育館空調設備設置事業（4.8億円）、丹生川小学校大規模改修及びプール解体事業（3.0億円）、中学校体育館空調設備設置事業（5.1億円）、藤原文化センター大規模改修事業（7.3億円）、大安海洋センター体育館耐震補強及び長寿命化事業（2.1億円）、大安スポーツ公園体育館耐震補強及び長寿命化事業（8.2億円）の増など

その他の経費

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
物件費	53.8億円	52.8億円	1.0億円	1.9%

学校給食公会計化に伴う賄材料費（2.2億円）の増など

	令和7年度	令和6年度	増減額	前年度比
補助費等	34.9億円	37.5億円	△2.6億円	△6.9%

学校給食公会計化に伴う補助金（1.9億円）の減など

注）表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

## 令和7年度当初予算主要事業

### ■一般会計

#### 《ハード事業》

- 1 グリーンインフラ推進事業（新産業創造課） P57  
【新規】にぎわいの森グリーンインフラ機能向上事業・・・30,000千円  
社会資本整備総合交付金を活用し、酷暑における暑熱対策のためのトレーラーハウスの設置と防災機能強化のための防災ベンチ及び薪備蓄庫設置を行います。  
…車両購入
- 2 放課後児童クラブ施設整備事業（学校教育課） P89  
【新規】三里地区放課後児童クラブ増強事業・・・2,965千円  
倉庫として利用している部屋を放課後児童クラブ室とするために倉庫を隣接地に増築します。  
…設計業務、建築工事
- 3 大安粗大ごみ場整備事業（環境衛生課） P107  
【新規】大安粗大ごみ場整備事業・・・22,000千円  
大安粗大ごみ場と大安一般廃棄物最終処分場への進入路を変更するための道路整備を行います。  
…建設工事
- 4 公用車購入事業（環境衛生課） P107  
【新規】塵芥車更新事業・・・18,203千円  
あじさいクリーンセンターの塵芥車（パッカー車）の更新を行います。  
…車両購入
- 5 農業公園整備事業（商工観光課） P113  
(1) 【新規】エコ福祉広場駐車場整備事業・・・30,000千円  
エコ福祉広場利用者の利便性向上のために駐車場の整備を行います。  
…建設工事、用地買収  
(2) 【新規】除雪機購入・・・20,000千円  
冬季の施設利用者の利便性向上のために除雪機を購入します。  
…備品購入
- 6 農業基盤整備事業（補助）（農林整備課） P115  
【新規】農業水路等長寿命化・防災減災事業・・・46,000千円  
藤原町本郷地内の本郷井水移設工事用地測量、大安町丹生川久下地内の丹生川久下油圧ユニット設計及び北勢町新町地内の長頭子溜（ナガズコダム）廃止工事測量設計と北勢町千司久連新田地内の用水路と大安町高柳地内の排水路の改修工事を行います。  
…設計業務、改修工事
- 7 農村地域防災減災事業（農林整備課） P115  
【継続】県営ため池防災事業・・・49,700千円  
県の農村地域防災減災事業補助金を受け、笠田大溜地区外5地区の防災重点ため池の補強、改修計画を作成します。  
また、三重県が事業主体となり実施する市内の防災重点ため池（上平溜、洞ヶ谷溜、阿弥陀寺溜、奴女里溜（ヌメリダム））の改修工事に対して負担金を支出します。  
…調査設計業務、改修工事

- 8 農業用施設防災事業（農林整備課） P115  
 【新規】緊急自然災害防止対策事業・・・11,900千円  
 老朽化により機能不全が生じている員弁町北金井地内の農道北金井24号線舗装工事と北勢町新町地内の丁田井水（チョウダユスイ）取水口改良工事と員弁町大泉新田地内の松之木用水路修繕工事を行います。  
 …舗装工事、改修工事
- 9 県単林道改良事業（農林整備課） P117  
 【新規】県単林道改良事業・・・5,500千円  
 大安町宇賀地内の林道宇賀線側溝整備工事、北勢町小原一色地内の林道梶ヶ谷（カジガタニ）線路肩整備工事を行います。  
 …改修工事
- 10 道路災害防止対策事業（建設課） P127  
 【継続】緊急自然災害防止対策事業・・・196,000千円  
 国が実施する防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に併せて市道の舗装及び道路施設の長寿命化を集中的に行います。  
 …建設工事
- 11 防災・安全交付金事業（建設課） P127  
 (1) 【新規】市道笠田新田中央線道路改良事業・・・30,000千円  
 国道421号と員弁地区防災拠点を結ぶ避難路を整備します。  
 …建設工事、建物補償、用地買収  
 (2) 【新規】市道阿第107号線歩道整備事業・・・31,000千円  
 いなべ市役所本庁舎前の市道に歩道を整備します。  
 …測量設計、用地買収  
 (3) 【継続】市道楚原北勢線路肩整備事業・・・20,000千円  
 員弁西小学校区内の上笠田地区、笠田新田地区、下笠田地区の一部の範囲でゾーン30（最高速度30km/h規制）対策を実施するとともに、児童生徒の安全を確保するため通学路の路肩を整備します。  
 …建設工事  
 (4) 【継続】市道西方上笠田線自歩道整備事業・・・150,000千円  
 三岐鉄道北勢線大泉駅と県立いなべ総合学園間の自歩道を整備します。  
 …建設工事、舗装工事、用地買収  
 (5) 【継続】市管理橋梁PCB含有塗膜除去事業・・・25,000千円  
 北勢町北中津原地内下中原橋、北勢町麻生田地内岡森橋のPCB含有塗膜除去工事を行います。  
 …除去工事
- 12 市単独道路改良事業（建設課） P127  
 (1) 【継続】市道宮東三反丸（ミヤヒガシサンタンマル）線道路改良事業・・・30,000千円  
 国道421号バイパスの踏切新設に伴い、閉鎖された員弁町大泉新田地内の2か所の踏切を迂回するための道路改良を行います。  
 …建設工事  
 (2) 【継続】市道平古2号線道路改良事業・・・5,000千円  
 ヤマザキマザックの企業誘致の際に一部道路拡幅済であるが、残りの部分の道路改良を行います。  
 …建設工事
- 13 道路メンテナンス事業（建設課） P127  
 【継続】橋梁長寿命化修繕事業・・・115,000千円  
 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、4橋（宇賀橋・笠田大橋・前川橋・宮谷橋）の修繕工事と対象橋梁165橋の定期点検を行います。  
 …橋梁点検、修繕工事

- 14 市単独河川維持改良事業（建設課） P129
- (1) 【継続】緊急自然災害防止対策事業・・・49,500千円  
河川施設の個別施設計画による診断結果を踏まえ、大安町大井田地内の準用河川  
尼ヶ谷川（アマガタニガワ）外1河川の河川改修工事、大安町石樽北山地内の準用  
河川七夕川（タナバタガワ）の越流対策工事、員弁町御園地内の準用河川吉備川（キ  
ビガワ）外6河川の護岸整備工事及び藤原町西野尻地内の準用河川不動川（フドウ  
ガワ）外4河川の河床整備工事を行います。  
…建設工事
- (2) 【継続】緊急浚渫推進事業・・・14,500千円  
藤原町坂本地内の準用河川小滝川（コタキガワ）外3河川の河床掘削と大安町大  
井田地内の準用河川山神川（ヤマガミガワ）外2河川の植生伐採を行います。  
…建設工事
- 15 常備消防整備事業（防災課） P135
- (1) 【継続】消防指令システム更新事業・・・181,511千円  
平成28年4月から運用を開始している現行の消防指令システムが老朽化してい  
るため令和6年と令和7年度の2か年で新たなシステムに更新します。  
…システム更新
- (2) 【新規】常備消防車両更新事業・・・88,936千円  
桑名市消防本部車両検討会の更新計画に基づいていなべ消防署の水槽付き消防  
ポンプ車と指揮車（東員町の一部負担あり）の更新を行います。  
…車両購入
- 16 消防団施設整備事業（防災課） P135
- (1) 【継続】大安東分団詰所整備事業・・・312,880千円  
旧郷土資料館を解体し、大安東分団の消防団詰所を整備します。  
…工事監理、建築工事
- (2) 【継続】藤原地区消防団詰所総合整備事業・・・738,848千円  
旧藤原庁舎を解体し、藤原地区の消防団詰所を統合整備します。  
…工事監理、建築工事
- (3) 【新規】消防団車両更新事業・・・34,462千円  
大安北分団の消防ポンプ付き自動車を更新し、女性消防団の活動用車両を購  
入します。  
…車両購入
- 17 消防水利整備事業（防災課） P135
- 【継続】消防水利新設・修繕・撤去工事・・・30,700千円  
自治会要望により、北勢町平野新田地内の消火栓の新設、大安町石樽南、石樽東地内、  
員弁町畑新田地内の消火栓の移設、北勢町奥村、垣内、其原、麻生田地内、員弁町笠田  
新田地内の消火栓の修繕及び北勢町麻生田地内の防火水槽撤去を行います。  
…設計業務、新設工事、修繕工事、撤去工事
- 18 GIGAスクール構想整備事業（学校教育課） P141
- 【継続】GIGAスクール端末更新業務・・・74,140千円  
更新計画に基づき市が保有するタブレット端末の更新を行います。  
…更新業務
- 19 スクールバス運行管理センター整備事業（学校教育課） P143
- 【新規】スクールバス運行管理センター改修工事・・・20,000千円  
北勢西分団詰所の移転に伴い、跡地をスクールバス運行管理センターとして整備し  
ます。  
…建築工事

- 20 公立小学校施設整備事業（教育総務課） P147
- (1) 【継続】阿下喜小学校長寿命化事業・・・270,859千円  
阿下喜小学校の長寿命化改修工事を行います。  
…設計監理、改修工事
- (2) 【新規】小学校体育館空調設備設置事業・・・481,500千円  
避難所に指定されている小学校体育館に空調を設置します。  
…設計監理、設置工事
- (3) 【新規】丹生川小学校大規模改修及びプール解体事業・・・296,500千円  
車椅子使用者用トイレ及びエレベーター設置に加えトイレの洋式化を行います。  
また、大規模改修に併せてプールの解体も行います。  
…設計監理、改修工事
- 21 公立中学校施設整備事業（教育総務課） P151
- (1) 【新規】中学校体育館空調設備設置事業・・・510,100千円  
避難所に指定している中学校体育館に空調設備を設置します。  
…設計監理、設置工事
- (2) 【新規】員弁中学校多目的トイレ設置事業・・・9,200千円  
避難所に指定している員弁中学校に避難所の機能向上を行うための多目的トイレを設置します。  
…設計監理、設置工事
- (3) 【新規】大安中学校生徒用椅子購入事業・・・5,300千円  
大安中学校に三重県産木材を活用した生徒用の椅子を購入します。  
…備品購入
- 22 社会教育施設整備事業（生涯学習課） P161
- (1) 【新規】藤原文化センター大規模改修事業・・・727,300千円  
築35年を経過した藤原文化センターの大規模改修を行います。  
…工事監理、建築工事
- 23 スポーツ施設修繕事業（生涯学習課） P167
- (1) 【新規】大安スポーツ公園体育館耐震補強及び長寿命化事業・・・820,000千円  
大安スポーツ公園体育館の耐震補強工事と長寿命化工事を行います。  
…工事監理、建築工事
- (2) 【新規】大安海洋センター体育館耐震補強及び長寿命化事業・・・210,000千円  
大安海洋センター体育館の耐震補強工事と長寿命化工事を行います。  
…工事監理、建築工事
- (3) 【新規】員弁運動公園喫煙所設置事業・・・3,050千円  
受動喫煙を防ぐため員弁運動公園敷地内に喫煙所を設置します。  
…設置工事
- (4) 【新規】大安海洋センター体育館駐車場整備事業・・・14,300千円  
賃貸借契約が終了したことにより駐車場が減少したため新たに駐車場を整備します。  
…設計監理、整備工事

## 《ソフト事業》

- 1 地域おこし協力隊事業 P53、77、107、119  
【継続】地域おこし協力隊事業・・・40,000千円  
「広報魅力発信支援」、「グリーンクリエイティブいなべの推進」、「廃棄物を減らすためのリユースの推進」、「介護予防における地域活性化支援」の4事業10人の地域おこし協力隊員の活動を予定しています。
- 2 集落支援員事業 P51、61、77、81、93、97、103、107、111、119、127、135、139  
【継続】集落支援員事業・・・179,653千円  
「暮らしの保健室支援員」、「獣害パトロール員」、「道路パトロール員」など13事業129人の集落支援員を予定しています。
- 3 地域活性化起業人事業 P53、59、63、103、107、119、133、139、169  
【継続】地域活性化起業人事業・・・136,975千円  
「地域エネルギーの活用計画支援」、「山辺店舗群支援」、「アウトドアの推進」、「シティプロモーションの推進」など9事業21人の地域活性化起業人を予定しています。
- 4 公共交通調査事業（交通政策課） P61  
【新規】公共交通調査事業・・・12,000千円  
福祉バスを含めた公共交通のあり方を検討するための現状分析、アンケート調査、事業者等へのヒアリング調査、デマンド導入の可能性の検討などを行います。
- 5 自治体DX推進事業（情報課） P63
  - (1) 【新規】生成AIチャットボット環境構築事業・・・5,984千円  
業務時間外の間合せ対応を行うためにホームページ上にAIチャットボットの導入を行います。
  - (2) 【新規】透明字幕表示ディスプレイ設置事業・・・2,420千円  
聴覚障がい者や高齢者、外国語話者とのコミュニケーションを円滑に行うために透明字幕表示ディスプレイを窓口に設置します。
  - (3) 【継続】システム標準化移行業務・・・86,293千円  
基幹業務システム（福祉、戸籍等）、戸籍コンビニ交付システムを国が用意するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行します。
- 6 物価高騰対応重点支援事業（人権）（人権福祉課） P77  
【継続】住民税非課税世帯等給付事業・・・21,700千円  
令和6年度の住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付します。
- 7 地域生活支援事業（障がい福祉課） P81  
【新規】障がい者安心生活支援事業・・・3,614千円  
障がい者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、緊急時対応及び個別支援等のコーディネートと緊急受入れ機関のネットワーク形成を行います。
- 8 障がい者グループホーム整備補助金事業（障がい福祉課） P83  
【新規】障がい者グループホーム整備補助金事業・・・80,000千円  
いなべ市社会福祉協議会が建設する障がい者グループホーム整備に対して補助を行います。
- 9 私立認定こども園等施設整備補助事業（保育課） P93  
【新規】三里こども園整備補助事業・・・30,000千円  
三里こども園の屋根の葺き替えや外壁改修等の大規模修繕のためにいなべ市社会福祉協議会に対して補助を行います。

- 10 みえ子ども・子育て応援総合補助金事業（保育課） P93  
 【新規】自然保育推進事業 . . . . . 3,900 千円  
 自然保育を行うための保育材料や備品購入に対して1園当たり30万円を補助します。
- 11 ひとり親家庭支援事業（こども政策課） P95  
 【新規】入学等支度金支給事業 . . . . . 7,500 千円  
 市内に住所を置くひとり親家庭等の児童の保護者に対し、経済的負担となる入学準備等に対して支度金を支給します。  
 【新規】養育費確保支援補助金事業 . . . . . 4,500 千円  
 養育費の取決めに関する公正証書等作成費用（上限5万円）と養育費保証契約に係る保証料（上限10万円）を補助します。
- 12 こども計画策定事業（こども政策課） P95  
 【新規】こども計画策定事業 . . . . . 7,095 千円  
 少子化や貧困、こどもの居場所不足等、こどもに関わる問題に対して包括的な施策展開を行うためにこども計画を策定します。
- 13 地域脱炭素移行重点対策加速化事業（都市整備課） P103  
 【継続】地域脱炭素移行重点対策加速化事業 . . . . . 120,125 千円  
 環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、住宅、事業所及び公共施設の太陽光発電設備設置補助など、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を行います。  
 事業内容  
 住宅、事業所及び公共施設の太陽光発電設備設置（太陽光パネル、蓄電池）  
 個人向け住宅窓改修  
 ゼロエネルギーハウス（ZEH）  
 個人向け電気自動車購入及び充電設備設置  
 公用車のEV化  
 公共施設の充電設備設置  
 公用車車載用ポータブル外部給電器購入
- 14 検診・疾病対策事業（健康推進課） P103  
 【新規】骨髄等移植ドナー支援事業 . . . . . 630 千円  
 骨髄等の提供を行った市民及び骨髄等の提供を行った市民を雇用する事業所に対して通院・入院の日数に応じて助成します。  
 市民に対して1日につき2万円（1回の提供で上限14万円）  
 事業所に対して1日につき1万円（1回の提供で上限7万円）
- 15 新斎場基本構想策定事業（環境政策課） P105  
 【新規】新斎場基本構想策定事業 . . . . . 11,198 千円  
 新斎場の施設規模や焼却方式などの基本的事項と事業方式を検討する基本構想を策定します。
- 16 ごみ処理施設整備基本構想策定事業（環境衛生課） P107  
 【新規】ごみ処理施設整備基本構想策定事業 . . . . . 11,000 千円  
 菟野町との定住自立圏形成協定に基づき、ごみ処理施設整備の基本構想を策定します。
- 17 広域清掃事業組合設立準備事業（環境衛生課） P107  
 【新規】広域清掃事業組合設立準備業務 . . . . . 20,898 千円  
 広域化ごみ処理施設整備を円滑に行うための一部事務組合の設立に向けた準備を行います。



- 18 経営体育成支援事業（農業振興課） P111
- (1) 【新規】みどり戦略推進事業補助金事業・・・・・・・・・・500千円  
環境と調和した持続的な食料システムを構築するためにみどり認定を取得している又は取得を予定している農業者に対して1農業者当たり10万円を上限として補助を行います。
- (2) 【新規】環境保全型農業直接支払交付金事業・・・・・・・・・・1,440千円  
化学肥料・化学合成農薬の使用を低減するといった環境保全型農業に取り組む農業者に対して10a当たり3,600円の補助を行います。
- (3) 【新規】環境保全型農業直接支払交付金促進支援補助金事業・・・・・・・・400千円  
国庫補助事業である「環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組む農業者に対して市独自で10a当たり1,000円の補助を行います。
- 19 家畜伝染病対策事業（農業振興課） P115
- 【新規】家畜伝染病対策補助金事業・・・・・・・・・・1,278千円  
口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱の罹患及び未知の病原体への感染を未然に防ぐために防疫資材の購入費用等に対して1農業者当たり20万円を上限として補助を行います。
- 20 森と緑の県民税事業（農林整備課） P117
- (1) 【継続】箸制作委託事業・・・・・・・・・・1,045千円  
市内産の杉の間伐材を利用して箸を制作し、中学校の卒業記念品として贈呈します。
- (2) 【継続】危険木除去事業費補助事業・・・・・・・・・・4,200千円  
危険木除去のために自治会等に対して補助を行います。
- (3) 【継続】里山竹林環境保全支援事業費補助事業・・・・・・・・・・5,500千円  
里山竹林環境保全を行う山造り研究所、いなべ薪倶楽部、竜の森林（もり）、いなべ自然楽校、山口の森を守る会、いなべ山造り塾、いなべの里山を守る会、其原里山を守る会、畑新田共有林運営協議会、鍋坂里森保全の会を支援するための補助を行います。
- 21 森林環境譲与税事業（農林整備課） P117
- (1) 【継続】古田地区森林環境整備事業・・・・・・・・・・17,400千円  
林業経営の効率化及び森林管理の適正化を図るために、藤原町古田地区に対して意向調査業務、現地測量業務、間伐作業の委託を行います。
- (2) 【新規】坂本地区森林環境整備事業・・・・・・・・・・11,000千円  
林業経営の効率化及び森林管理の適正化を図るために、藤原町坂本地区に対してレーザー測量・解析業務の委託を行います。
- (3) 【継続】水辺の里公園整備事業・・・・・・・・・・1,000千円  
森林環境譲与税を活用して、大安町大井田地内の宇賀川沿いの水辺の里公園の桜並木の整備を行います。
- (4) 【継続】林道新町線修繕工事・・・・・・・・・・9,000千円  
北勢町新町地内の林道新町線の修繕を行います。
- (5) 【継続】石樽南地区森林整備事業・・・・・・・・・・2,522千円  
県単森林環境保全整備事業補助金と県単林業・木材産業循環成長対策補助金で実施する大安町石樽南地区の森林整備の地元負担金に対する補助を行います。
- 22 阿下喜ビジターセンター管理事業（商工観光課） P121
- 【新規】阿下喜ビジターセンター管理事業・・・・・・・・・・7,897千円  
阿下喜ビジターセンターで行う観光案内所業務、レンタルオフィス業務、レンタルキッチン業務、レンタルサイクル業務、車中泊ステーション業務を委託します。

- 23 グリーンクリエイティブいなべ推進事業（商工観光課） P121
- (1) 【継続】グリーンクリエイティブいなべ推進事業・・・8,000千円  
にぎわいの森を拠点としたまちづくりの効果を市内全域へ広げるために、市内生産者等と連携したWEEKEND MARKETを開催します。
- (2) 【継続】まちづくり法人運営補助事業・・・6,000千円  
グリーンクリエイティブいなべ推進事業の中核を担うまちづくり法人「一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ」の運営に必要な経費を補助します。
- (3) 【継続】地域内回遊事業・・・8,000千円  
にぎわいの森への来訪者を市内各所（飲食店、観光施設等）へ回遊させることで、にぎわいの森の効果を市内へ波及させます。  
観光交流人口の拡大と市内滞在時間の拡大を図るため、デジタルスタンプラリー等を開催します。また、市内体験イベントの開催や来訪者の拡大を図るために各地のイベントに参加しPRを行います。
- (4) 【継続】アウトドア・自然体験事業・・・2,000千円  
子どもを対象に、自然環境等の専門的知見を有する者と連携した自然体験イベントを実施し、新たな観光体験メニューの開発を行います。
- (5) 【継続】アウトドアレース開催事業・・・8,000千円  
いなべの山や自然を活用したアウトドアイベントを開催し、観光交流人口の拡大を図ります。
- (6) 【継続】Hyggeプロモーション事業・・・15,000千円  
デンマーク語で「居心地のいい場所」、「楽しい時間」を意味するHygge（ヒュゲ）をコンセプトに「自然」、「食」、「アウトドア」などのPRやインバウンドを見据えた多言語化サイト等の構築を実施します。
- 24 いなべカジュアルSDGs推進事業（商工観光課） P121
- (1) 【継続】SDGs未来都市推進業務・・・2,500千円  
いなべSDGs推進計画の推進、コンセプトブックによる啓発・普及活動（商工会及び金融機関と連携）により、市内でSDGsに取り組む事業者の拡大を図ります。
- (2) 【継続】山辺店舗群事業・・・3,000千円  
森林放棄地等を有効活用し、市民にとって新たな循環型ビジネスモデルを想像するため、可動式店舗群（軽トラックに荷箱を載せたモバイルヒュッテ）を活用し、山辺のPRにより活性化を図ります。
- (3) 【継続】山辺商品開発等事業・・・5,000千円  
新たなビジネスの創出に向けた商品開発やワークショップ支援、商品PRを官民連携で実施し、ビジネスの構築を行い地域の活性化を図ります。
- (4) 【継続】山辺シナジー創出事業・・・6,000千円  
オープンし5年が経つ「まちづくり・ひとづくり拠点 にぎわいの森」の機能強化を行うとともに、合わせて山辺エリアとの機能強化のコンサルティングを実施し、人・物・事柄などが互いに作用し合い、機能や効果を高めます。
- (5) 【新規】山辺商品及び造成旅行商品PR支援業務・・・10,000千円  
山辺商品及び造成旅行商品のPR、販売のためのイベントを実施するほか、SNS等を活用したプロモーションを実施します。
- 25 空家対策計画策定事業（住宅課） P133
- 【新規】空家対策計画策定事業・・・7,735千円  
令和6年度に行った空家実態調査及び意向調査の結果に基づき空家対策計画を策定します。
- 26 部活動振興事業（学校教育課） P153
- 【新規】いなべ市地域クラブ活動モデル事業・・・3,648千円  
国の部活動地域移行スタートアップ事業補助金を活用して学校部活動を段階的に地域へ移行します。

- 27 市史編さん事業（生涯学習課） P159  
【継続】市史編さん事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,672千円  
市史編さん委員会、市史編集会議を開催するとともに、編集委員等による資料収集、  
現地調査・研究及び講演会を実施します。

■特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度 予 算 額 A	令和6年度 予 算 額 B	比 較	
			増 減 額 A - B	前年比 (A-B)/B
国民健康保険	4,576,689	4,575,148	1,541	0.0
後期高齢者医療	1,250,245	1,200,705	49,540	4.1
介護保険	4,052,732	4,060,682	△7,950	△0.2
特別会計合計	9,879,666	9,836,535	43,131	0.4

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

■企業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度 予 算 額 A	令和6年度 予 算 額 B	比 較	
			増 減 額 A - B	前年比 (A-B)/B
水道事業	2,076,900	2,534,200	△457,300	△18.0
下水道事業	2,974,486	2,889,225	86,261	3.0
企業会計合計	5,051,386	5,423,425	△372,039	△6.9

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

■水道事業会計

1 配水管布設事業 (水道工務課)

P307

- (1) 【新規】東海環状自動車道工事に伴う向平地内配水管移設工事・・・40,000千円  
北勢町向平地内で中日本高速道路株式会社からの依頼により東海環状自動車道の  
パーキングエリア建設に伴う配水管の移設工事を行います。
- (2) 【新規】東海環状自動車道工事に伴う田辺地内送水管・配水管移設工事・・・80,000千円  
北勢町田辺地内で中日本高速道路株式会社からの依頼により東海環状自動車道の  
工事に伴う送水管・配水管の移設工事を行います。
- (3) 【新規】老朽配水管布設替工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126,500千円  
北勢町其原地内、員弁町岡丁田・坂東新田地内、大安町丹生川久下・石樽南地内で  
老朽化に伴う配水管の布設替工事を行います。

■下水道事業会計

1 下水道施設整備事業 (下水道課)

P345

- (1) 【継続】農業集落排水地区の公共下水道への接続事業・・・・・・・・40,000千円  
十社南部地区を公共下水道へ接続するための下水道管渠布設工事を行います。
- (2) 【新規】下水道テレビカメラ調査事業・・・・・・・・・・・・・・・・12,000千円  
北勢町新町・別名・新貝・東村地内の下水道管のカメラ調査を行います。
- (3) 【新規】下水道管路更生工事・・・・・・・・・・・・・・・・50,000千円  
カメラ調査の結果、管路の劣化度合いが高かった北勢町奥村・新町地内の下水道管  
路の更生工事を行います。

## 2 農業集落排水施設整備事業（下水道課）

P 345

- (1) 【新規】農業集落排水地区通報装置通信機器改修工事・・・・・・・・・・18,370 千円  
汚水処理施設及びマンホールポンプ施設の通報システムを 3G 回線から LTE 回線に切り替えます。
- (2) 【新規】農業集落排水施設機能診断調査事業・・・・・・・・・・6,000 千円  
農業集落排水処理施設の適切な機能保全対策を実施するために、藤原町中里北部地区、北勢町十社中部地区・小原一色地区・川原地区の機能診断調査を行います。
- (3) 【新規】立田地区農業集落排水施設統合事業・・・・・・・・・・16,000 千円  
今後建て替えが予想される藤原町立田地区にある 3 つの処理施設の統合に向けた調査・検討を行います。

